

弁理士試験のあり方について

1. 弁理士試験制度の概要と現状

(1) 弁理士試験制度の概要

試験の目的

弁理士試験は、弁理士となるのに必要な学識及び応用能力を有するか否か判定することを目的としている（弁理士法第9条）。

試験の範囲

弁理士の専権業務は、特許庁に対する手続業務を主としていることから、必須科目として、その中核となる産業財産権法に関する学識及び応用能力を、選択科目として技術又は民法等の法律に関する学識及び応用能力を試験で考査すべき範囲としている。

試験の種類（参考資料 1-1：弁理士試験制度の概要）

試験は、「筆記試験」と「口述試験」とからなり、「筆記試験」はさらに「短答式試験」と「論文式試験」とからなっている。「筆記試験」は、短答式試験に合格しなければ、論文式試験を受験することができない。

(a) 短答式筆記試験

短答式筆記試験は、工業所有権法や工業所有権法に関する条約その他の関連する法令に関する幅広い知識や基本的な理解力を判定することを目的としている。また、論文式による試験を受験する者を選別する目的を達成するためにも適当であると考えられる。¹

具体的には、工業所有権四法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）について 40 問、工業所有権に関する条約について 10 問、著作権法及び不正競争防止法について各 5 問の合計 60 問の試験が行われている。

平成 17 年度の弁理士試験においては、受験者数 9863 名中、短答式筆記試験の合格者は 2840 名（短答式筆記試験の合格率は約 29%）となっている。

(b) 論文式筆記試験

論文式筆記試験は、法律や事実に対して適切な理解力を有しているかどうか、これらに基づいて論理的な思考能力・判断能力・問題解決能力が備わっているかを判断することを目的としている。²

¹ 改訂新版条解弁理士法 P102

² 改訂新版条解弁理士法 P105

具体的には、工業所有権法 3 科目（特許法・実用新案法、意匠法、商標法）を必須とし、技術区分 6 科目（物理工学、情報通信工学、地球工学、機械工学、応用化学、バイオテクノロジー）及び法律区分（弁理士の業務に関する法律）科目から 1 科目を任意選択することとされている。

平成 17 年度の弁理士試験においては、短答式筆記試験の合格者 2840 名中、論文式筆記試験の受験者は 2795 名であり、合格者は 738 名（論文式筆記試験の合格率は約 26%）となっている。

(c) 口述試験

口述試験は、弁理士に求められている信用や品位、論理的かつ明瞭な説明能力、コミュニケーション能力などを判断するものであり、工業所有権法 3 科目（特許法・実用新案法、意匠法、商標法）について行われている。

平成 17 年度の弁理士試験においては、論文式筆記試験の合格者 738 名に筆記試験免除者 21 名を加えた口述試験の受験者は 759 名であり、合格者は 711 名（口述試験の合格率は約 94%）となっている。

（参考資料 1-2：各士業の試験科目について）

試験の免除

(a) 筆記試験の免除

筆記試験に合格した者は、次回の弁理士試験の筆記試験が免除される（弁理士法第 11 条）。したがって、受験者は口述試験のみを受験することになる。

(b) 工業所有権法の試験免除

特許庁で 5 年以上審査の事務に従事した者に対して適用されるものであり、短答式筆記試験、論文式筆記試験における工業所有権法の必須科目及び口述試験が免除される。ただし、短答式筆記試験における、著作権法及び不正競争防止法については受験しなければならない。

(c) 選択科目について行う論文式試験の免除

受験者が公的資格試験で同じ分野の科目の試験を受験し、合格していること、または受験者が同じ分野の科目に関し、大学卒業レベルを超える知識及び応用能力を有している場合等に適用される。

具体的には、弁理士法施行規則第 4 条において、

- ・ 選択問題に関する分野の研究により、学校教育法第 68 条の 2 に規定する修士又は博士の学位を有する者（同条第 1 号）

- ・ 技術士又は情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であって、選択科目について弁理士試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者(同条第2号、第5号)
- ・ 一級建築士、第一種・第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、薬剤師、司法試験第二次試験に合格した者、司法書士、行政書士(同条第3号、第4号、第6号から第10号まで)

について、それぞれ規定される論文式試験の選択科目が免除されることとされている。

平成17年度の弁理士試験においては、受験者9863名の中で選択科目の免除を受けた者は4477名(受験者の45%)であり、最終合格者711名の中で選択科目の免除を受けた者は480名(最終合格者の68%)となっている。

(2) 弁理士試験制度の変遷

弁理士試験制度は、明治32年の「特許代理業者登録規則」に始まる弁理士制度創設以来、基本的な構造は変化していない。すなわち、試験は筆記及び口述(大正10年までは、試験委員が必要と認める場合に実施)により行われ、また、試験科目は、特許等の工業所有権に関する法令についての必須科目と、民法・民事訴訟法などの法律科目と技術科目についての選択科目からなるものである。

その後、明治42年の実用新案や条約類の追加及び選択科目の若干の変更を経て、昭和13年に詮衡試験(学位取得者を対象とする試験)の廃止と併せて、予備試験を導入するとともに、選択科目を7科目ないし8科目から41科目に拡大し、選択すべき科目数も1科目から3科目とした。

また、昭和45年に受験者増を背景に筆記試験を多枝選択式と論文式に分離し、その後は、昭和62年に技術の進歩に適合する技術科目の見直しが行われている。³

さらに、平成12年には、工業所有権審議会知的財産専門サービス小委員会の報告書を踏まえた弁理士法の改正が行われ、試験科目等について見直しが行われた(平成14年度試験から実施)。

具体的には、

予備試験については、多枝選択式筆記試験に合格することで予備試験の合格以上の学識が確認できることに加え、高学歴社会の到来を受け

³ 平成11年12月22日 弁理士審査会第1回試験制度部会 資料3

て、予備試験を実施する意義が薄れていることから廃止する
同改正によって、弁理士の行う業務に著作物や技術上の秘密（ノウハウ）に関する契約代理業務や特定不正競争に関する仲裁代理業務が加わったことから、知的財産の専門家としての弁理士には単に工業所有権にとどまらず、工業所有権以外の外延に位置する関連知的財産権分野についても明確な知識をもって業務を遂行していくことが求められていることから、著作権法と不正競争防止法についても、短答式試験の内容に加える

従来、条約を論文式試験の対象としてきたが対象外とする。これは、受験者の負担軽減の観点に加えて、工業所有権に係る条約に関する学識、知識量は既に短答式による試験で考查していること、さらに、条約の解釈・判断についても、国内法令を離れて条約単独の解釈等を問うよりも、工業所有権法令の範囲内で考查することの方がより適当であるとの考え方によるものである。ただし、条約の解釈、判断を的確に行えることは、弁理士として必要な素養であるので、平成 14 年度以降の試験では、条約科目単独としては論文式試験で考查してはいないが、工業所有権法令の科目である特許・実用新案、意匠、商標において、条約の知識及び解釈が要求される問題を、毎年出題することとする⁴

論文式筆記試験の選択科目について、技術系科目 31 科目と法文系科目 10 科目から予め受験者の選択した 3 科目について実施してきたが、選択科目を実施する目的は、受験者の持つ技術的又は法律的論理構成力についての資格取得時の必要最小限の素養を考查するものであり、実務に求められる多様な知識等は資格取得後の自己研鑽によっても取得できること、受験者にとって過度の負担となっていること等の理由により、技術又は法律に関する科目を 7 科目に統合するとともに、受験者は予め 1 科目を選択すればよいこととする

受験者層の拡大を通じて弁理士の量的拡大を図るため、他の公的資格者等に対する試験科目（論文式による試験のうちの選択科目）の免除に関する規定を設け、他資格者等からの弁理士分野への参入を容易にする

等を内容とする改正を行った。

⁴ 具体的には、平成 17 年度商標法（並行輸入に関して消尽の議論の際に求められる条約の知識）、平成 16 年度特許・実用新案法問題Ⅰ（特許協力条約に基づく国際出願に関する特例）、平成 15 年度意匠法（新規性喪失の例外の規定及びパリ条約優先権主張の関係）、平成 14 年度商標法（パリ条約で定められている外国における著名商標）

2．平成 12 年の試験制度見直しの効果

(1) 改正の背景

平成 12 年の弁理士法改正においては、上記のように試験制度に関して様々な見直しが行われたが、見直しにあたっては、工業所有権審議会知的財産専門サービス小委員会及び弁理士審査会試験制度部会において検討が行われた。

知的財産専門サービス小委員会の報告書（平成 11 年 12 月 22 日）においては、知的財産専門サービス提供の中核的役割を担う弁理士の量的な拡大が喫緊の課題であること、特に、弁理士の大都市への偏在は著しいものがあり、地域における中小・ベンチャー企業の支援の充実という観点からも量的拡大が必要となっていること、一方で弁理士試験は合格率が 4% 程度であり、若く有為な人材が参入しにくい資格制度となっていることが指摘された。

この結果、同報告書においては、規制緩和推進 3 か年計画⁵における指摘等も踏まえ、「若く有為な人材や技術士等他部門の専門家を知的財産専門サービスの中核的担い手である弁理士として効果的活用を図るとともに、十分な量を確保するため、弁理士試験制度を抜本的に改革し、試験負担の軽減、専門知識を有する者に対する試験免除等を導入する」こととされた。

(2) 試験制度の見直しの評価

弁理士試験の受験者数及び合格者数の推移

弁理士試験は、平成 10 年度以降、受験者数、合格者数とも増加をたどっており、平成 17 年度には受験者数で 9000 人を越え、合格者数も 700 人を超えるようになっている。

（参考資料 1-3：弁理士試験実施状況）

弁理士試験の合格者の平均年齢の推移

若く有為な人材を弁理士として活用させることを目的の一つとして導入された弁理士試験制度の抜本的改革であったが、試験制度改革前の平成 12 年度から改革後の平成 17 年度までの合格者の平均年齢は、いずれも 34 歳前後で推移しており、大きな変化は見られない。

⁵ 規制緩和推進 3 か年計画（改定）平成 11 年 3 月 30 日閣議決定

(参考資料 1-4：最近の弁理士試験の結果について)

弁理士試験の合格者の他資格者等の割合の推移

弁理士試験の合格者のうち、多くを選択科目免除者が占めている。最終合格者数中、選択科目免除者の占める割合は、平成 15 年度 60%、平成 16 年度 59%、平成 17 年度では 68%となっている。選択科目免除者の内訳を見ると、いずれの年度も修士・博士による免除が 6 ～ 7 割を占めている。その他の資格では、情報処理技術者、行政書士による免除者の割合が高い。

(参考資料 1-5: 弁理士試験志願者数・合格者数等推移(選択科目免除種別))

3 . 弁理士試験の試験範囲について

(1) 問題の所在

前述のとおり、平成 12 年の見直しにより、工業所有権に係る条約に関する試験は、単独では論文式試験に出題されないこととなり、論文試験において条約科目単独での考査はしてはいない。条約の知識の考査は、論文式試験の工業所有権法令の科目である特許・実用新案、意匠、商標における条約の知識が要求される問題、及び短答式試験 (10 問) において考査されることとなった。

こうした中で、最近の合格者には、条約の勉強を行わずに弁理士試験に合格し、条約の知識が不足している者が増えているのではないかとの指摘や、条約に関して短答式試験のみでは不十分であり、単独の科目として論文式試験に復活させるべきではないかとの指摘もある。

(2) 論点

平成 17 年度の弁理士試験合格者における、短答式試験の条約に関する問題の正答率を調査したところ、正答率は 56.4%であり、短答式試験の他の分野における正答率が 53.7%であることから、条約に関する正答率が低いとの特段の傾向は認められない。

また、平成 17 年度の弁理士試験における論文式試験では、商標法の問題の中で、条約の解釈・判断を要求しているが、合格者における商標の平均得点は 54.0 点 (100 点満点) となっており、他の科目の平均得点は特許・実用新案 56.6 点 (100 点満点換算)、意匠 54.3 点 (100 点満点) であることから、条約の解釈・判断も要する問題の正答率が格別低いということもない。

平成 17 年度の弁理士試験短答式試験は、全 60 問中、1 問 1 点として合格

ラインは41点であった。短答式試験合格者から50名のサンプルを抽出し、短答式試験における自らの科目別平均点⁶を基準として、条約に係る問題の点数が科目別平均点よりも3点以上低い者が3名、2点以上低い者は2名、逆に2点以上高い者は7名、3点以上高い者が1名認められ、他の科目と比較して、条約のみ点数が低いということではなく、条約の勉強を行わずに、他の科目で得点を取って合格しているという傾向は見られない。

こうしたことから、現行の試験制度における合格者の条約に関する知識及び条約の解釈・判断のレベルが、旧試験における合格者と比較して、不足していると考える根拠は薄いのではないか。

このような実態を踏まえて、以下のような論点についてはどう考えるべきか。

- ・ 論文式試験の範囲として単独で工業所有権法に関する条約について問うことを復活することは適切か。
- ・ 日本弁理士会等で行っている研修を活用することにより、自己研鑽によって工業所有権法に関する条約の解釈・判断についての能力を向上させるべきか。

4．弁理士試験の試験免除について

(1) 専門職大学院・法科大学院について

問題の所在

(a) 知的財産に関する専門職大学院について

専門職大学院は、国際的、社会的にも活躍する高度専門職業人の養成を質量共に飛躍的に充実させ、大学が社会の期待に応じる人材育成機能を果たしていくため、専門大学院制度を更に発展させ、様々な職業分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を可能にする新たな大学院制度として平成14年の学校教育法の改正により導入された。⁷

平成18年度現在、専門職大学院は全国で66の専攻分野(49大学)が開講しており、その分野は、会計大学院、ビジネス系大学院、公共政策系大学院、衛生系大学院など多岐にわたっているが、知的財産に関する専門的な人材を育成する専門職大学院として、平成16年4月より東京理

⁶ 短答式試験全60問中、条約に係る問題は10問を占めることから、自らの総得点の1/6が科目別平均点となる(例として、総得点42点の場合は7点。)

⁷ 中央教育審議会「大学院における高度専門職業人養成について」(答申)

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020802.htm#1)

科大学大学院総合科学技術経営研究科において知的財産戦略専攻（定員 80 名）が、平成 17 年 4 月より大阪工業大学大学院知的財産研究科において知的財産専攻（定員 30 名）が開講されている。

専門職大学院の過程の終了の要件は、原則として、2 年以上在学し、30 単位以上の修得その他の教育課程の履修により過程を終了することとされている。⁸

これら知的財産権に関する専門職大学院においては、特許法、実用新案法、意匠法、商標法といった工業所有権法に関する科目に加え、知的財産権に関する実務科目や著作権法や不正競争防止法に関する科目などを幅広く提供しており、高度な知財専門家を育成することとしている。（参考資料 1-6：東京理科大学知財専門職大学院における開講科目及び修了要件）

一方、現行の弁理士試験の試験免除においては、学校教育法第 68 条の 2⁹に規定する修士又は博士の学位を有する者に対してのみ、その研究分野に相当する選択科目の論文式試験が免除されることとなっており、専門職修士については試験免除が認められていない。このため、専門職大学院からは、工業所有権に関する科目を一定単位上履修して修士（専門職）の学位を取得した場合には、弁理士試験における試験免除が認められるようにして欲しいとの要望がなされている。

(b) 法科大学院について

法科大学院は、司法が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するという観点から、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新たな法曹養成制度の中核として、平成 16 年度から導入され、法曹育成に特化した専門職大学院と位置づけられる。¹⁰

⁸ 専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 15 条

⁹ 学校教育法第 68 条の 2 第 1 項 大学（第六十九条の二第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

¹⁰ 司法制度改革審議会意見書 平成 13 年 6 月 12 日

文部科学省ホームページ

（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/houka.htm）

平成 17 年度現在、法科大学院は全国で 74 校（国立 23 校、公立 2 校、私立 49 校）が開講しており、総定員は 5825 名となっている。また、法科大学院の入学選抜においては、入学者の 3 割以上を非法学部出身者など学部段階において法律以外の専攻分野を修めた者や実務の経験を有する者などとするよう努めることとされており、平成 17 年度入学選抜においては経済学や理数系、医学系など、法学以外の分野を学んだ者、あるいは社会人としての経験を積んだ者が数多く入学している。

法科大学院の過程の終了の要件は、3 年以上（法学既習者は 2 年以上）在学し、93 単位以上（法学既習者は 63 単位以上）を履修することであり、法科大学院の過程を終了した者には平成 18 年度から実施されている新司法試験の受験資格が認められている。¹¹（参考資料 1-7：平成 18 年度専門職大学院（法科大学院含む）一覧）

（c） 短答式筆記試験の免除について

公認会計士試験については、平成 14 年 12 月の金融審議会公認会計士制度部会において、一定の専門的人材育成の教育課程修了者に対して公認会計士試験の試験科目を一部免除する制度を導入すること等を内容とする報告書がとりまとめられた。¹²この報告を受けて、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより一定の資質を有する多様な人材を多数輩出していくことを目的として、平成 15 年に公認会計士法が改正され、平成 18 年度試験から、専門職大学院で会計分野の知見を高めることを主たる目的とするもの、すなわち会計専門職大学院の修了者のうち、一定の要件を満たす者に関して、公認会計士試験の短答式試験の一部免除が導入された。¹³

具体的には、簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目を 10 単位以上、原価計算その他の管理会計に属する科目を 6 単位以上、監査論その他の監査に属する科目を単位以上履修し、かつ、各々の類型に属する

¹¹ 専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 23 条

¹² 金融審議会公認会計士部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」（平成 14 年 12 月 17 日）

¹³ 公認会計士法第 9 条第 2 項第 2 号「商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された者」については、政令で定める科目について、短答式による試験を免除することとされている。（参考：学校教育法第六十八条の二第一項「第六十八条の二 大学（第六十九条の二第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、・・・専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。」）

科目を合計で 28 単位以上履修し、修士（専門職）の学位を取得した場合には、短答式試験¹⁴における「財務会計論」、「管理会計論」、「監査論」が免除されることとなっている。¹⁵

なお、平成 17 年度現在、会計に関する専門職大学院は、全国で 10 の専攻（10 大学）が開講されており、700 名の定員が設定されている。

（参考資料 1-8：各士業の試験免除について）

(d) 論文式筆記試験の免除について

税理士試験は、税法に関する試験と会計学に関する試験に分けられ、双方に合格すると最終合格となる。税法に関する試験の合格には、税法に属する科目 9 科目のうちから所得税法又は法人税法を含む 3 科目、会計学に関する試験の合格には、会計学に属する 2 科目の合格が必要とされる。

ここで、税理士法においては、学校教育法 68 条の 2 に規定する修士の学位又は専門職大学院の過程を終了した修士（専門職）の学位を取得した者に対する税理士試験の一部の免除を規定している。

具体的には、税法に属する科目については、免除の申請をした者が、自己の修士又は修士（専門職）に係る研究が税法に属する科目に関するものであるとの認定を受け、税理士試験における税法に属する科目のいずれか 1 科目に合格した場合は、合格に必要な 3 科目のうち残り 2 科目にも合格したものとみなされて試験が免除される。

会計学に属する科目についても同様に、自己の修士又は修士（専門職）に係る研究が会計学に属する科目に関するものであるとの認定を受け、税理士試験における会計学に属する科目のいずれか 1 科目に合格した場合は、合格に必要な残り 1 科目にも合格したものとみなされて試験が免除される。¹⁶

また、試験の免除の申請にあたっては、学位証明書等とともに修士又は修士（専門職）取得に係る学位論文の写しを提出する必要があることから、試験免除を受けるためには、専門職大学院において修士（専門職）を取得する過程で、学位論文を策定することが必要となる。

¹⁴ 新公認会計士試験における短答式試験の科目は、「財務会計論」「管理会計論」「監査論」「企業法」となっている。

¹⁵ 公認会計士法施行令第 1 条
公認会計士試験規則第 6 条

¹⁶ 1 度に受験する受験科目数は、免除申請科目と併せて会計学 2 科目以内、所得税法又は法人税法を含めた税法 3 科目以内の合計 5 科目以内となっている（受験者は一度に 5 科目を受験する必要はなく、1 科目ずつ受験してもよい。）。

論点

(a) 知的財産専門職大学院に係る試験免除について

知的財産権に関する専門職大学院の課程を修了し、修士（専門職）の学位を取得した者について考えた場合、特許法等の工業所有権法に関する基礎的な科目を幅広く履修しているだけでなく、工業所有権法に関するより専門的な知識や実践的なスキルの修得を目的とした科目も履修している。このため、知的財産権に関する専門職大学院の過程を終了した者については、弁理士試験の短答式試験又は論文式試験において必要とされるレベルの知識や能力を一定程度修得しているとも考え得る。

また、現行法においては、修士の学位を取得した者について、修士課程における研究に相当する論文式試験の選択科目を免除することとしており、こうした免除制度とのバランスも考慮することも必要であると考えられる。

こうしたことから、知的財産権に関する修士（専門職）を取得した者については、一定の試験免除を認めることについてどのように考えるか。

- ・ 特定の工業所有権に関連する科目（例：特許法）を一定単位以上履修している場合には、短答式試験において当該科目に相当する科目（例：特許法）の試験免除を認めることは適切か。
- ・ 特定の工業所有権に関連する科目（例：特許法）を一定単位以上履修している場合には、論文式試験において当該科目に相当する科目（例：特許・実用新案法）の試験免除を認めることは適切か。
- ・ 修士（専門職）の学位論文を提出した場合には、当該学位論文の研究分野（例：特許法）に相当する論文式試験の科目（例：特許・実用新案法）の試験免除を認めることは適切か。

(b) 法科大学院に係る試験免除について

法科大学院の課程を修了し、修士（専門職）の学位を取得した者について考えた場合、憲法、民法、刑法といったいわゆる六法等についての基礎的な科目を幅広く履修しているだけでなく、選択科目として選択した場合等一定の場合には、知的財産権法や独占禁止法といった関連法令等に係る科目も履修し、法曹としての実践的なスキルについても修得している。

このため、法科大学院課程を修了した者については、法曹人材として

の基礎的な知識や能力を修得していると考えられるのではないか。また、法科大学院においては、弁理士試験の論文式試験の選択科目である民法や民事訴訟法といった科目について数多くの科目を履修することが可能となっている。

こうしたことから、法科大学院を修了した者について、一定の試験免除を認めることについてどのように考えるか。

- ・ 特定の分野（例：民法）について一定単位以上を取得した者については、論文式試験の法律に関する選択科目を免除することは適切か。
- ・ 著作権法や不正競争防止法について一定単位以上を取得した者については、短答式試験の著作権法及び不正競争防止法を免除することは適切か。
- ・ 現行法においては、司法試験の二次試験合格者については、論文式試験の法律に関する選択科目を免除することとしていることから、こうした免除制度とのバランスをどのように考えるか。

（２）試験免除の拡充について

問題の所在

（a）試験免除の拡充について

現行法においては、筆記試験（短答式試験及び論文式試験）に合格した者は、次回の弁理士試験の筆記試験が免除されることとなっている（弁理士法第 11 条第 1 項）。したがって、筆記試験に合格して口述試験に不合格だった場合、受験者は、次回の弁理士試験において、口述試験のみを再受験することとなる。

こうした免除制度は、筆記試験と口述試験では考查すべき能力が異なっていること、筆記試験に合格した者は翌年であっても筆記試験で考查すべき能力を有していると認められること、さらに、受験者は筆記試験の準備で相当の労力を強いられるため、一度合格した筆記試験を再度受験させることは受験生にとって大きな負担であることから認めているものである。

一方、現行法では、短答式試験に合格した場合であっても、次回の弁理士試験における短答式試験の免除は認められていない。また、論文式試験のうち、工業所有権に関する必須科目と受験者の選択する技術又は法律に関する選択科目とは別々に採点され、評価されているが、必須科目（選択科目）に合格した場合であっても、次回の弁理士試験における

論文式試験の必須科目（選択科目）の免除は認められていない。

こうしたことから、本年 2 月から 3 月にかけて行われた弁理士制度に対する意見募集においても、短答式試験合格者に対する次回の短答式試験の免除制度を導入すべきとの指摘や、論文式試験における科目別の合格制度を導入すべきといった指摘がされている。

(b) 短答式試験合格者に対する免除について

受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより一定の資質を有する多様な人材を多数輩出していくことを目的に、平成 15 年に公認会計士法が改正され、平成 18 年度に実施される公認会計士試験から、短答式試験に合格した者に対しては 2 年間短答式試験が免除される制度（公認会計士法第 9 条第 3 項）が導入された。

また、同様の制度は、不動産鑑定士試験においても導入されている。

(c) 論文式試験合格者に対する免除について

公認会計士試験においては、上述の改正により、平成 18 年度に実施される試験から、論文式試験の科目のうち一部の科目について合格した場合、2 年間当該科目の論文式試験が免除される制度（同法第 10 条第 2 項）が導入された。

また、税理士試験においては、試験科目のうち一部の科目について合格した場合、以後の税理士試験においては当該科目の試験が免除される、いわゆる科目別合格制度を採用している。

さらに、科目別合格制度については、中小企業診断士一次試験においても導入されている。

論点

(a) 短答式試験合格者に対する免除について

短答式試験の目的は、工業所有権法や工業所有権法に関する条約その他の関連する法令に関する幅広い知識や基本的な理解力を判定するものであり、論文式試験の目的は、法律や事実に対して適切な理解力を有しているかどうか、これらに基づいて論理的な思考能力、判断能力・問題解決能力が備わっているかを判断することであり、両者はその目的が異なっている。

これらを踏まえて、以下の論点についてはどう考えるべきか。

- ・ 短答式試験の合格によって、知識や基本的な理解力があると認められた者については、所定の期間、その能力について認めても、合格者の質を担保しながら、受験者の負担を軽減することは可能ではないか。

(b) 論文式試験における科目別合格制度について

論文式試験については、短答式試験と異なり、必須科目や選択科目に関する知識等を判定するものではなく、法律や事実に対して適切な理解力を有しているか、これらに基づいて論理的な思考能力、判断能力、問題解決能力が備わっているかを判断することを目的としている。

また、現行の論文式試験においても、所定の資格保有者や、選択問題に関する分野の研究により修士又は博士の学位を有する者に対して、選択科目の免除を認めており、一旦免除が認定された場合には、免除は永続的に有効となる。

これらを踏まえて、以下の論点についてはどう考えるべきか。

- ・ 論文式試験の必須科目や選択科目に合格した場合には、次回の弁理士試験においても、同等の能力を有していると考え、次回の弁理士試験において、該当する試験を免除することは可能ではないか。
- ・ 論文式試験においては、工業所有権法に関する選択科目と技術又は法律に関する選択科目とで、個別に合否を判定しても問題は生じないのではないか。

(3) その他

問題の所在

平成 12 年の改正により、論文式試験の選択科目を 7 科目に統合した後、大学院における学科名が多様化し、新たな技術分野が誕生したこと等により、修士の学位を取得した者の研究分野が現行の 7 科目に必ずしも合致せず、選択科目の免除を受けられないケースも生じているとの指摘がある。

論点

- ・ 論文試験の選択科目については、その後の技術分野の変遷等を考慮しつつ、修士の学位を取得した者が選択科目の免除を受けられるよう、選択科目の技術分野等について検討を行うことが必要ではないか。